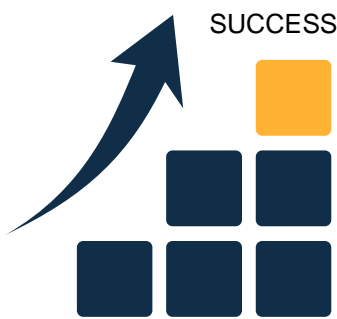


令和6年度 徳島県事業



正社員化 促進支援助成金

「雇用の安定化」を促進支援するため、厚生労働省（労働局）のキャリアアップ助成金（正社員化コース）に上乗せして助成金を支給します。
県内企業の皆様の積極的なご活用をお願いいたします。

令和5年11月29日から支給対象期間を「第1期※1」「第2期※2」として助成額を見直し、キャリアアップ助成金（正社員化コース）と併せて最大で34.5万円の増額となりました※3。

- ※1 転換等された日から起算して6か月間
- ※2 第1期の末日の翌日から起算して6か月間
- ※3 従前（中、有→正）：国57万円+県28.5万円=計85.5万円
改正（中、有→正）：国40万円×2期+県20万円×2期=計120万円

正社員化促進支援助成金とは

県内に在住・勤務する有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。（※就職氷河期世代の方に限ります）

● 令和5年11月29日より前に転換等を実施した場合（第1期のみ支給申請可）

有期から正規の場合			
キャリアアップ助成金 (厚生労働省)		県助成金	
中	57万円	中	28.5万円
大	42.75万円	大	21.375万円

無期から正規の場合			
キャリアアップ助成金 (厚生労働省)		県助成金	
中	28.5万円	中	14.25万円
大	21.375万円	大	10.6875万円

● 令和5年11月29日以降に転換等を実施した場合（第1期、第2期支給申請可）

有期から正規の場合			
キャリアアップ助成金 (厚生労働省)		県助成金	
中	40万円	中	20万円
大	30万円	大	15万円

無期から正規の場合			
キャリアアップ助成金 (厚生労働省)		県助成金	
中	20万円	中	10万円
大	15万円	大	7.5万円

※金額は一人当たり（1期（6か月）ごと）
※中=中小企業 大=中小企業以外
※キャリアアップ助成金については生産性の向上が認められる場合等に増額あり

支給には要件があります

詳細はカラ面へ

支給の要件

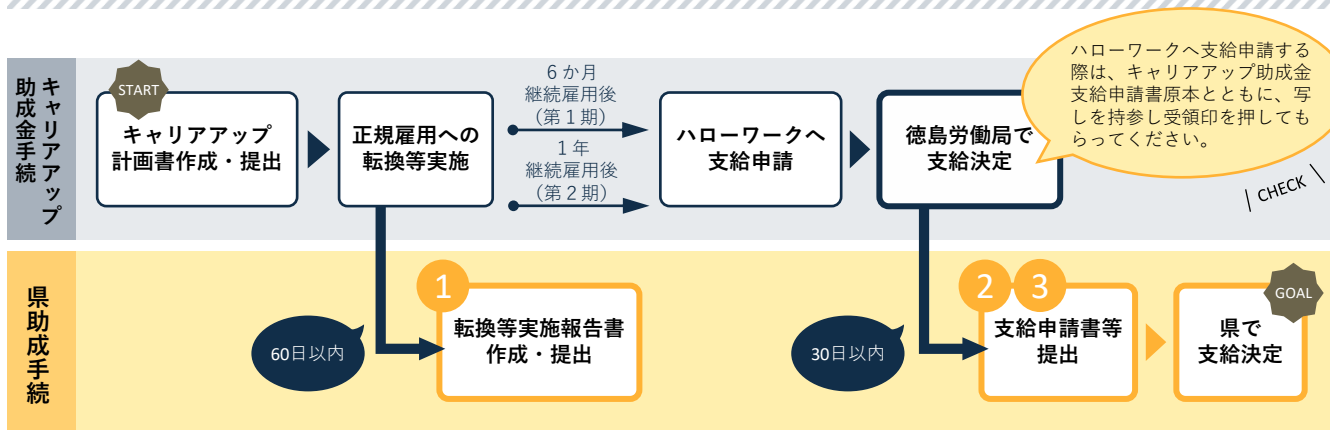
事業者

- 厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース）が受給されたこと
※取組の実施前にキャリアアップ計画書を作成し、ハローワークへ提出する必要があります。
- 徳島労働局管内に雇用保険適用事業所があること

支給対象者

- 正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期雇用労働者等でないこと。
- 転換等された日から過去3年以内に、当該事業主の事業所又は資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係の事業主において正規雇用労働者として雇用されたことがある者、請負若しくは委任の関係にあった者又は取締役、社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員であった者でないこと。
- 転換等された日において、徳島県内の事業所で勤務する又は徳島県内に居住している者であること。
- 就職氷河期世代（1968年4月2日から1988年4月1日までの間に生まれた者）であること。 等

申請の流れ



県への提出書類

STEP 1 正規雇用への転換等から60日以内

- 転換等実施報告書（県様式）

R3.4.1～様式から押印を廃止しました！

STEP 2,3 キャリアアップ助成金各支給決定日から30日以内

- 助成金支給申請書（県様式）
- 支給対象労働者等の内訳（県様式）
- 誓約書（県様式）
- キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し
- キャリアアップ助成金支給申請書の写し（ハローワーク受理印があるもの）
様式第3号：第1面、別添様式1-1、1-2

CHECK



県様式については徳島県ホームページからダウンロードいただけます

徳島県正社員化促進支援助成金



※令和5年11月29日以降に転換等を実施した場合でも、予算の状況によっては助成を受けることができない場合があります。

正社員化促進支援助成金に関するお問い合わせ

徳島県生活環境部 労働雇用政策課
雇用促進戦略担当 TEL 088-621-2347

キャリアアップ助成金に関するお問い合わせ

最寄りのハローワークにお問い合わせください